

別表1 (実施要領第2関係)

小事業名 (細事業名)	事業内容	事業実施主体	事業の採択要件	補助率
1 需要拡大・地域連携事業 (産地強化事業)	薬用作物及びエゴマ等の保健機能を有する地域特産物の販路拡大や収益性向上のため、その効能に着目した加工品の試作、機能性成分表示への対応や差別化を目的としたラベルの作成、成分分析等に係る経費等を支援する。 (1) 加工品の試作にかかる経費 (2) ラベル作成にかかる外部委託経費 (3) 機能性成分分析にかかる外部委託経費	市町村 農業団体 各地方または市町村協議会	次に掲げる要件を満たすものであること。 <b>【対象作物】</b> 1 県、各市町村の農業振興計画等に位置づけられている保健機能を有する地域特産物であり、漢方製剤・生薬製剤等の漢方薬の原料または、健康食品向け等加工品の原料に使用されるもの。 <b>【事業要件】</b> 1 取組内容が薬用作物、エゴマ等の保健機能を有する地域特産物の販路拡大や収益性向上に寄与すると認められるもの。	定額
2 生産振興事業 (整備事業)	薬用作物及びエゴマ等の保健機能を有する地域特産物の生産拡大のため、初期生産資材、共同利用機械・機器等の導入を支援する。 (1) 初期生産資材 (種苗、肥料、農薬、パイプ、被覆資材、かん水設備資材、日覆資材等) (2) 共同利用機械・機器 (畦上げ機、移植機、コンバイン、搾油機、選別機等)	市町村 農業団体 農業法人 営農集団 認定農業者 認定就農者 特認団体	次に掲げる要件を満たすものであること。 <b>【事業実施主体】</b> 1 受益者又は事業参加者は3戸以上とし、農業法人についても構成する農業者は3戸以上とする。なお、薬用作物については、認定農業者又は認定就農者1戸の取組も対象とする。 2 認定農業者及び認定就農者については、農業経営改善計画等において、事業対象作物が位置づけられていること。または、位置づけられる予定であること。 3 特認団体は知事が特に認める団体とする。 <b>【対象作物】</b> 1 需要拡大・地域連携事業に準じる。	1/2 以内

小事業名 (細事業名)	事業内容	事業実施主体	事業の採択要件	補助率
			<p><b>【面積要件】</b></p> <p>1 薬用作物の初期生産資材の補助については、新規に栽培する面積が概ね10a以上であること。ただし、事業実施主体が認定農業者及び認定就農者の場合は概ね5a以上であること。</p> <p>2 エゴマの初期生産資材の補助については、新規に栽培する面積が概ね1ha以上であること。</p> <p>3 初期生産資材については、県指導指針や受益面積を踏まえて、適正であり、かつ過大なものであってはならない。</p> <p>4 共同利用機械・機器の補助については、規模決定根拠に基づき適正な能力、規模を満たす機械とすること。 なお、共同利用機械・機器については、利用目的を明記した機械利用規程を設置すること。</p>	
3 生産振興 事業（種子確 保事業）	おたねにんじん種子生産農業者に対して、根の減収見合い分と種子販売額の差額等を補助する。	おたねにん じん種子生 産農業者	<p>次に掲げる要件を満たすものであること。</p> <p><b>【対象作物】</b> おたねにんじん</p> <p><b>【事業要件】</b> 取組内容がおたねにんじんの種子確保に寄与すると認められるもの。</p>	定額

## ■ 補助対象の留意事項について

1 以下に該当するものは、補助の対象としない。

- (1) 目的外使用の恐れのあるもの及び事業効果の少ないもの。
- (2) 経費の根拠が不明確で履行確認ができないもの。
- (3) 栽培実証ほ設置にかかるもの。

2 初期生産資材における留意事項

- (1) 補助対象とする初期生産資材は、新規購入を原則とする。

3 機械・機器における留意事項

(1) 以下に該当するものは、補助の対象としない。

ア 農業以外に使用可能な汎用性の高いもの（例：運搬用トラック、フォークリフト、ショベルローダー、バックホー、パソコン等）

イ 国庫事業等で採択できるもの。

ウ 過去に他の県事業で補助を受けたものと同一であり、その更新と認められるもの。

エ 少額（50万円未満）で整備可能な機械・機器。

ただし、導入する機械・機器が、共同で利用するもの及び受益面積が大きいもので、農林事務所長が特に必要と認める場合、所長は農林水産部長と協議し承認を受けること。

(2) 補助対象に記載のない共同利用機械・機器等で、農林事務所長が特に必要と認める場合、所長は農林水産部長と協議し承認を受けること。

(3) 補助対象とする機械・機器は、新規購入を原則とする。

ただし、新品が入手できないもの、購入後に一定期間の保証が付与できるもの、及び中古導入の方が効率的である等の理由がある場合、農林事務所所長は農林水産部長と協議し承認を受けること。

別表2（要領第5関係）

1 需要拡大・地域連携事業のうち産地強化事業

1 事業実施主体あたりの補助対象事業費上限額
400千円

2 生産振興事業のうち整備事業

(1) 初期生産資材

項目	10aあたりの補助対象事業費上限額
初期生産資材	2,000千円(薬用作物) 30千円(エゴマ)

(2) 共同利用機械・機器等

項目	1事業実施主体あたりの補助対象事業費上限額
共同利用機械・機器等	7,000千円

3 生産振興事業のうち種子確保事業

種子採種ほ1aあたりの補填額
60千円